

有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和5年9月末					令和5年3月末				
	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損
その他	3,400	3,155	▲244	21	266	3,500	3,329	▲170	34	204

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」です。

2. その他の有価証券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和5年9月末					令和5年3月末				
	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損
株式	666	1,338	672	677	4	666	1,114	448	508	60
債券	13,714	13,459	▲255	29	284	13,878	13,724	▲154	52	207
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,957	2,940	▲17	7	24	2,958	2,959	1	14	12
社債	10,757	10,519	▲237	22	260	10,919	10,764	▲155	38	194
その他	11,832	11,654	▲178	456	634	12,333	12,143	▲189	418	608
合計	26,213	26,453	239	1,163	923	26,877	26,982	104	980	876

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」「投資信託」「その他証券」です。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

項目	令和5年9月末	令和5年3月末
非上場株式	24	24
総合出資金	68	71
合計	92	95

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目	令和5年9月末	令和5年3月末
自己資本の額 (A)	6,341	6,254
コア資本に係る基礎項目の額 (B)	6,334	6,248
リスク・アセット等 (C)	61,176	61,188
自己資本比率 (A)÷(C)	10.35%程度	10.21%
総所要自己資本額 ※1	2,447	2,447

※1 「総所要自己資本額」は「リスク・アセット×4%」で算出しております。

(注) 上記の令和5年9月末の自己資本比率は、自己査定について、「金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)」の注記に記載のとおり簡便方法によっていることなど本決算と異なる簡便な算出方法を採用しております。

うごしんの自己資本比率は、10.35%程度と国内基準の4%を上回っております。

自己資本比率とは国際決済銀行(BIS)の基準に則り、リスクに応じて計算した資産(リスク・アセット)に対する「自己資本」の割合を算出する国際的な指標で、金融機関の安全性や健全性を測る目安となっています。



本部/秋田県由利本荘市本荘24番地 TEL.0184-23-3000(代表)
ホームページ <http://www.ugoshinkin.jp>

Mini Disclosure

ミニディスクロージャー

羽後信用金庫の現況

【令和5年9月末】

ごあいさつ

皆様には平素より私ども“うごしん”をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和5年9月末における当金庫の経営理念、概要及び業績等をより多くのお客様にご理解いただくために、ミニディスクロージャー誌を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いです。

当金庫は、皆様からの信頼を確かなものとするため、役職員一同、経営の健全性・透明性の確保になお一層努力する所存でございますので、今後とも暖かいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

- 羽後信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、地域の人々の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。
- 羽後信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。
- 羽後信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取り組みにつとめ、会員、お客様、職員の幸福を追求します。

当金庫の概要

(令和5年9月30日現在)

名称	羽後信用金庫
創立	昭和23年4月11日
出資金	34億12百万円
本店	〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13番地
店舗数	35店舗
会員数	32,282名
役員数	174名(男子99名・女子75名)
営業地区	秋田県全域

預金・貸出金の状況

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和5年9月末	令和4年9月末	令和5年3月末
預金	152,352	154,132	148,736
貸出金	72,639	73,019	73,423

貸出金の内訳

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和5年9月末	令和4年9月末	令和5年3月末
製造業	3,574	3,550	3,646
農業、林業	251	295	267
漁業	13	19	18
鉱業、採石業、砂利採取業	9	12	11
建設業	7,319	7,403	7,836
電気、ガス、熱供給、水道業	4,666	4,315	4,674
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	1,441	1,427	1,440
卸売業、小売業	4,284	4,791	4,383
金融業、保険業	8,816	8,822	8,814
不動産業	5,881	6,189	6,069
物品賃貸業	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	50	44	54
宿泊業	385	392	426
飲食業	988	1,090	1,043
生活関連サービス業、娯楽業	1,214	1,244	1,135
教育、学習支援業	113	120	119
医療、福祉	3,919	3,866	4,009
その他のサービス	2,209	2,259	2,390
小計	45,138	45,844	46,342
地方公共団体	11,829	12,053	11,733
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,671	15,120	15,347
合計	72,639	73,019	73,423

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

損益の状況

	(単位:千円)	〈参考〉	(単位:千円)
	令和5年9月末	令和4年9月末	
コア業務純益	190,883	208,697	
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	190,883	208,697	
業務純益	190,883	248,357	
経常利益	458,015	454,068	
当期純利益	336,520	366,993	

金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率	
					(b)/(a)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年3月期	2,786	2,786	572	2,214	100.00
	令和5年9月期	2,770	2,770	534	2,235	100.00
危険債権	令和5年3月期	4,830	4,493	3,887	605	93.04
	令和5年9月期	4,761	4,410	3,851	558	92.63
要管理債権	令和5年3月期	1,850	670	181	489	36.25
	令和5年9月期	1,851	469	183	285	25.34
三年以上延滞債権	令和5年3月期	21	16	10	5	78.06
	令和5年9月期	22	16	12	3	71.24
貸出条件緩和債権	令和5年3月期	1,829	654	170	483	35.76
	令和5年9月期	1,828	453	170	282	24.77
小 計(A)	令和5年3月期	9,467	7,950	4,641	3,309	83.98
	令和5年9月期	9,382	7,649	4,569	3,080	81.53
正常債権(B)	令和5年3月期	64,340				
	令和5年9月期	64,557				
総与信残高(A)+(B)	令和5年3月期	73,807				
	令和5年9月期	73,940				

(注) 上記の令和5年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

1. 令和5年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、令和5年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、令和5年3月末から令和5年9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。

また、令和5年9月末については、償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額の半期中の変動は勘案しておりませんが、令和5年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

※債務者区分との関係
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3か月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

2. 令和5年9月末の「要管理債権」の金額は、令和5年3月末時点における残高を前提とし、令和5年3月末から令和5年9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、①新たに三年以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。

また、令和5年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

「危険債権」
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

「要管理債権」
信用金庫法上の「三年以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

「三年以上延滞債権」
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

「貸出条件緩和債権」
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債務放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三年以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

用語解説